

松江市有害鳥獣被害防除施設整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市有害鳥獣被害防除施設整備事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象等)

第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事業の内容、補助金の交付対象経費、補助金の交付の率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市有害鳥獣被害防除施設整備事業補助金
補助金交付の目的	農林産物に重大な被害を与える鳥獣から農林産物を守るため、被害防止施設の整備に要する費用の一部を補助することにより、有害鳥獣による農林産物への被害を未然に防止することを目的とする。
補助金の交付対象である事業の内容	イノシシ、サル、ヌートリア等による農林産物への被害を未然に防止するための電気牧柵、防護柵等の施設の設置、及び既存の電気牧柵、防護柵等の修繕。
補助金の交付対象経費	電気牧柵、防護柵等を設置、及び修繕するための資材の購入に要する経費。
補助金の交付の率又は金額	補助金の交付対象経費の2分の1の額（1,000円未満切捨て）とし、次の各号に掲げる補助事業者の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。ただし、同一年度内における補助事業者に対する補助金の交付は、1回を限度とする。 (1) 農業従事者 申請1件につき10万円 (2) 農業従事者3名以上で組織する団体 申請1件につき30万円
終期	令和8年3月31日
補助事業者の範囲	補助事業者は、市内に住所又は事務所を有する次に掲げる者とする。 (1) 農業従事者 (2) 農業法人又は農業従事者3名以上で組織する団体

(交付の申請等)

第 3 条 規則第 4 条に規定する補助金等交付申請書は、令和 7 年 9 月 30 日までに提出しなければならない。

2 規則第 4 条第 1 項第 4 号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 設置箇所の位置図
- (2) 設置箇所の写真
- (3) 見積書
- (4) 共同購入者の委任状（電気牧柵・防護柵等を共同で購入する場合）
(着手届及び完了届)

第 4 条 規則第 11 条に規定する着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。

(実績報告)

第 5 条 規則第 12 条第 1 項第 3 号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 領収書の写し
- (2) 設置状況がわかる写真

(補助金の交付)

第 6 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

補助金交付請求書

年 月 日

（あて先）松江市長

補助事業者 住所
氏名又は団体名
及び代表者氏名

松江市有害鳥獣被害防除施設整備事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	第 号
補 助 年 度	年度	補助金の名称	
補助事業の名称			
<u>補 助 金</u> の 交 付 決 定 額		円	
交 付 確 定 額		円	
着 手 年 月 日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
補助金の請求額		円	
添 付 書 類	(1) 補助金等交付決定通知書又は補助金等確定通知書の写し (2) 請求額内訳書		

補助金の振込口座

金 融 機 関 店 舗 名 等			銀 行 金 庫 組 合	本 店 支 店 出張所							
	預金・貯金の種類	普通預金 ・ 当座預金	口座 番号								
口座名義人	(フリガナ)										
	氏 名										